

(案)

20環保第 号

平成20年12月 日

福島県環境審議会長様

福島県知事

水質環境基準の水域類型指定の見直しについて（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

1 濟問事項

荒川（日ノ倉橋より下流）等に係る水質環境基準の水域類型指定の見直しについて

2 濟問理由

環境基本法第16条第1項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が設けられている。

このうち、「生活環境の保全に関する環境基準」については、水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域について、水域の利用目的等を勘案し、水域ごとに水域類型を指定することとされ、現在、県内の河川では43河川60水域について指定されているところである。

水域類型指定の見直しについては、環境省通知により、「水域の現在の水質が上位の水域類型に係る基準値を達成し、この状態が継続している場合においては、現在及び将来の利用目的等を十分検討の上、積極的に水域類型の見直しを行うこと」とされている。このため県としても、昨年度来、貴審議会の意見を受けながら順次見直しを行っているところであり、今回は、下記3に係る水域における水域類型指定の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。

3 水域類型指定の見直しを予定している水域

荒川（日ノ倉橋より下流）、田付川（猫ノ尾橋より下流）、濁川（濁川橋より下流）



水質環境基準の水域類型指定見直しについて

平成20年12月
福島県生活環境部

1 見直しに当たっての基本的な考え方

(1) 水域類型指定に関する国の考え方

平成6年の環境庁通知により、現在の水質が水域類型の上位の類型に係る環境基準を達成し、この状態が継続している水域については、利水目的等を検討の上、積極的に見直しを行うこととされている。

(2) 県計画における目標

福島県水環境保全基本計画（平成8年3月策定）における水質保全目標において、水域類型が指定されている水域のうち、B類型、C類型又はD類型に指定されている水域については、上位の環境基準値を目標値とすることとしている。

(3) 見直し検討対象水域

生活環境の保全に関する環境基準は、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数の5項目について定められているが、下記の理由からBODにより検討することとし、上記（1）及び（2）を踏まえ、当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することのないように配慮すること（現状非悪化を原則*）とし、BODについて5年間以上連續して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域を検討の対象として選定するものとする。

BODにより検討する理由

- ① 河川の有機物による汚濁の程度は、一般的にBODで評価される。
- ② 現状の水域類型指定は、BODの予測水質などを根拠に定められている。
- ③ 上記（2）の水質保全目標値としてBODが定められている。

* 現状非悪化の原則：環境基準制定後の対策の進捗によって、安定的に上位の類型を満足している河川については、さらなる規制の強化を行わなくても現状の良好な水質を維持することが可能である。このような水域については、水質を再度悪化させることなく現在の水質を維持していくため類型の見直しを行う。

2 見直し検討対象水域の選定

県内の水質環境基準の類型指定のある41河川54水域（国指定の2河川6水域を除く。）を検討対象とし、そのうち、これまでに18河川25水域について検討し、その結果、7水域の見直しを行ってきた。

今年度は、中通り及び会津地域の23河川29水域について検討を行い、その結果、水質（BOD）が、上位の類型の基準値を5年以上満足している下記の3水域について、類型指定の見直しを図るものである。

見直し検討対象水域 荒川（日ノ倉橋より下流）
田付川（猫ノ尾橋より下流）
濁川（濁川橋より下流）

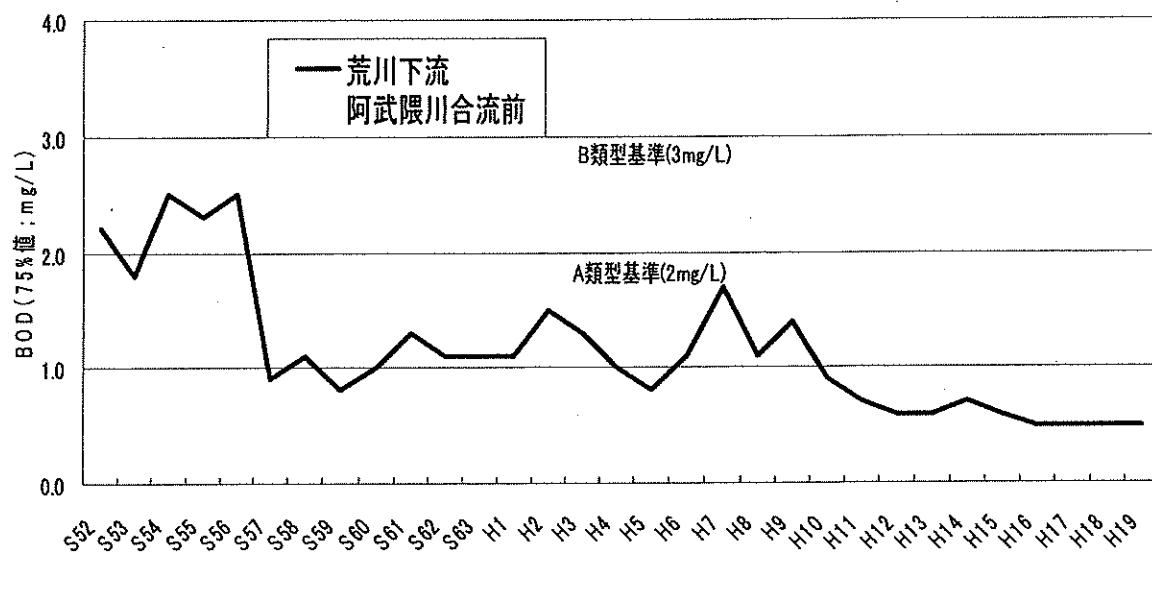
3 水質環境基準の水域類型指定の見直し検討対象水域の概要

(1) 荒川(日ノ倉橋より下流)

当該水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、昭和51年福島県告示第354号により、B類型に指定された。

荒川流域は、下水道や合併処理浄化槽の整備が進められ、水質が改善している。

有機性汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)でみると、類型指定当初よりB類型(BOD:3mg/L以下)の環境基準を達成しており、昭和57年度からは、上位のA類型(BOD:2mg/L以下)の環境基準を達成している。



	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
BOD75%値 (mg/L)	2.2	1.8	2.5	2.3	2.5	0.9	1.1	0.8	1.0	1.3	1.1	1.1	1.1	1.5	1.3	1.0	0.8	1.1	1.7	1.1	1.4	0.9	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6	0.5	0.5	<0.5	

※ 表中の下線は環境基準(A類型)を超過していることを示す。

このため、水域類型を以下のとおりに見直すこととした。

水質汚濁に係る環境基準(BOD等)の水域類型指定(案)

水域の名称	範囲	水域類型	達成期間	環境基準点の名称	現在の類型
荒川	日ノ倉橋より下流	A	イ	阿武隈川合流前	B

(注) 1 下線部は従来との変更部分を示す。

2 水域類型の欄中は、昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る

環境基準について) 別表 2 の 1 (1)のアに掲げる類型を示す。

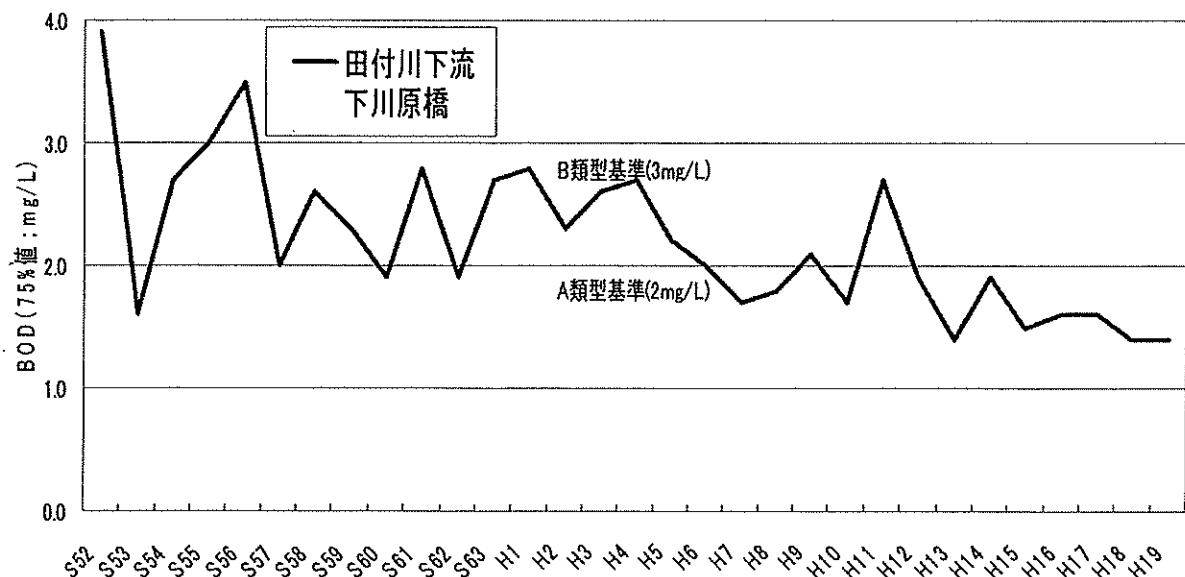
3 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

(2) 田付川(猫ノ尾橋より下流)

当該水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、昭和 57 年福島県告示第 818 号により、B 類型に指定された。

田付川流域は、下水道や農業集落排水処理施設等の整備が進められ、水質の改善が図られている。

有機性汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) でみると、昭和 57 年度より B 類型 (BOD : 3 mg/L 以下) の環境基準を達成しており、平成 12 年度からは、上位の A 類型 (BOD : 2 mg/L 以下) の環境基準を達成している。



	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
BOD _{75%} 値 (mg/L)	3.9	1.6	2.7	3.0	3.5	2.0	2.6	2.3	1.9	2.8	1.9	2.7	2.8	2.3	2.6	2.7	2.2	2.0	1.7	1.8	2.1	1.7	2.7	1.9	1.4	1.9	1.5	1.6	1.6	1.4	1.4

※ 表中の二重線は環境基準 (B 類型) を、単線は環境基準 (A 類型) 超過していることを示す。

このため、水域類型を以下のとおりに見直すこととした。

水質汚濁に係る環境基準（BOD等）の水域類型指定（案）

水域の名称	範囲	水域類型	達成期間	環境基準点の名称	現在の類型
田付川	猫ノ尾橋より下流	A	イ	下川原橋	B

(注) 1 下線部は従来との変更部分を示す。

2 水域類型の欄中は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の1(1)のアに掲げる類型を示す。

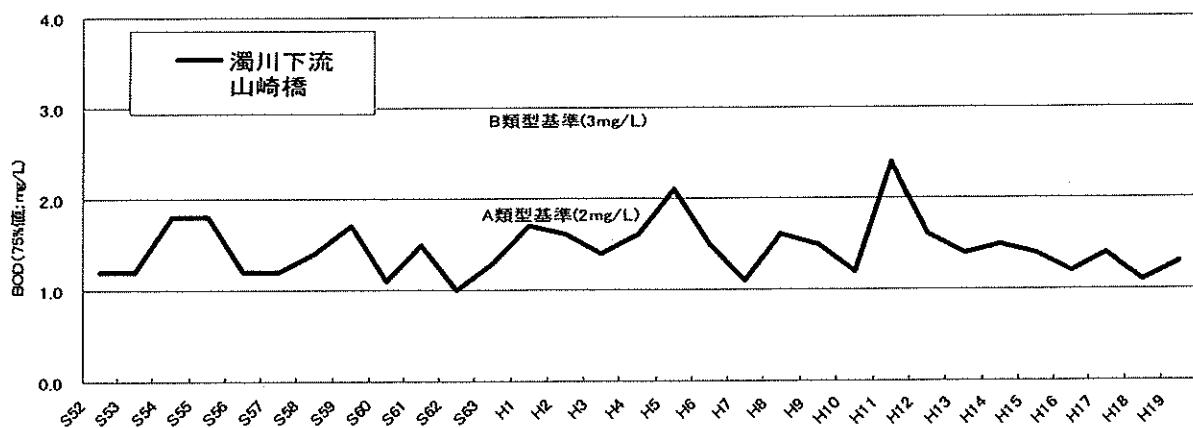
3 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

(3) 濁川(濁川橋より下流)

当該水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、昭和57年福島県告示第818号により、B類型に指定された。

濁川流域は、農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽の整備が進められ、水質の改善が図られている。

有機性汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）でみると、類型指定当初よりB類型（BOD：3mg/L以下）の環境基準を達成しており、平成12年度からは、上位のA類型（BOD：2mg/L以下）の環境基準を達成している。



	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
BOD75%値 (mg/L)	1.2	1.2	1.8	1.8	1.2	1.2	1.4	1.7	1.1	1.5	1.0	1.3	1.7	1.6	1.4	1.6	2.1	1.5	1.1	1.6	1.5	1.2	2.4	1.6	1.4	1.5	1.4	1.2	1.4	1.1	1.3

※ 表中の下線は環境基準（A類型）を超過していることを示す。

このため、水域類型を以下のとおりに見直すこととしたい。

水質汚濁に係る環境基準（BOD等）の水域類型指定（案）

水域の名称	範囲	水域類型	達成期間	環境基準点の名称	現在の類型
濁川	濁川橋より下流	A	イ	山崎橋	B

(注) 1 下線部は従来との変更部分を示す。

- 2 水域類型の欄中は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の1(1)のアに掲げる類型を示す。
- 3 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

4 これまでの類型指定の見直し状況と今後の予定

水質汚濁に係る環境基準の類型指定については、下表のとおり見直しを行っており、今回の見直しで類型指定のある県内41河川54水域（国指定の河川・水域を除く）を検討したことになる。このため、見直しの作業は今年度で終了する。

なお、今後数年を目途に定期的に見直しを図るとともに、水域における利水目的の変更などが生じた場合は、その都度検討することとする。

年 度	検討した水域	見直した水域	水 域 名
平成17年度	1河川 1水域	1河川 1水域	逢瀬川下流
平成19年度	17河川 24水域	6河川 6水域	小泉川下流、宇多川下流、真野川下流、新田川下流、小高川下流、夏井川下流
平成20年度	23河川 29水域	(予定) 3河川 3水域	(予定) 荒川下流、田付川下流、濁川下流
計	41河川 54水域	10河川 10水域	

平成20年度 水質測定計画地図（全県）

※太線が見直し対象河川（荒川、田付川、濁川）

